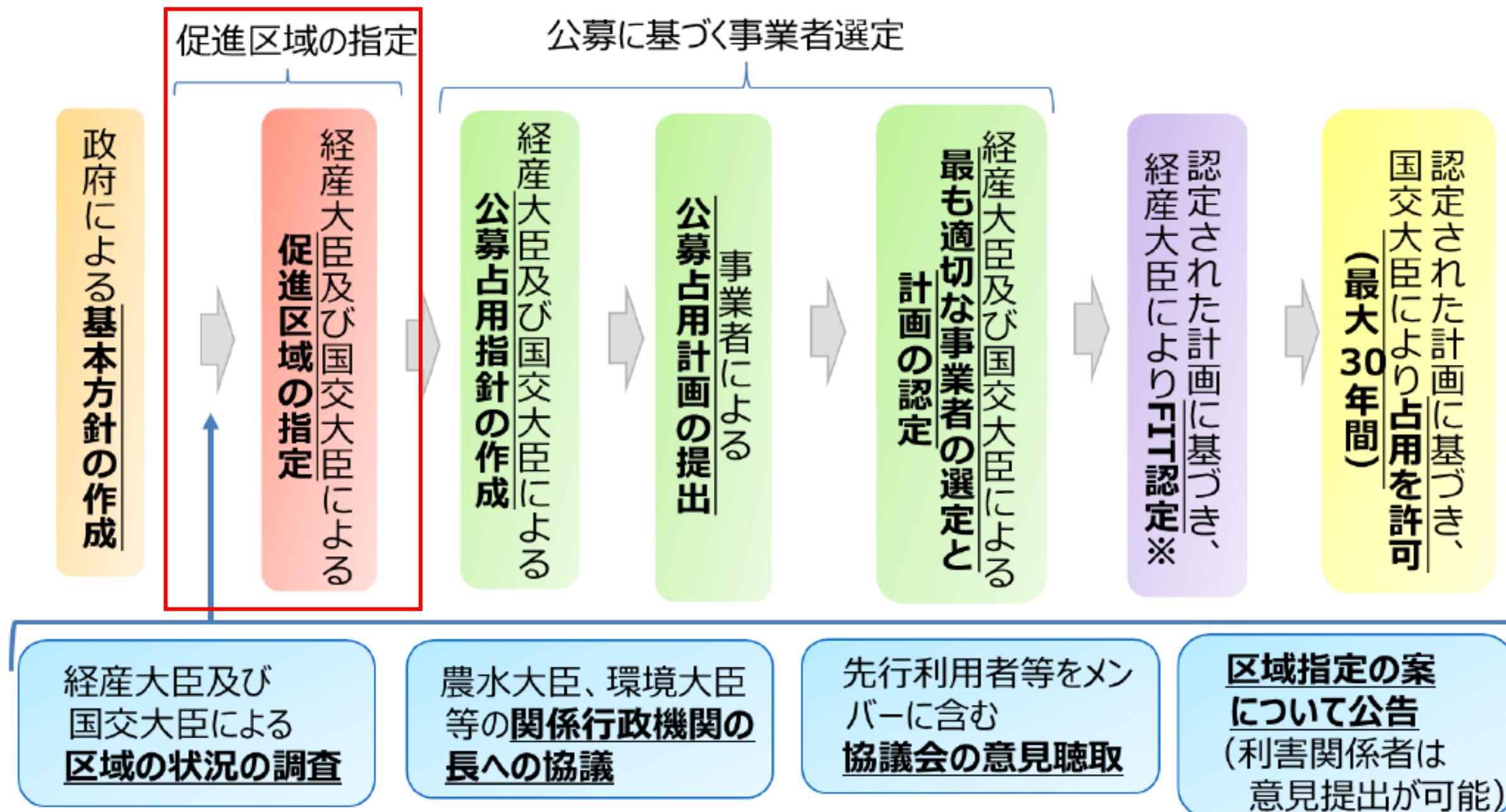


## 1. 再エネ海域利用法における促進区域の指定

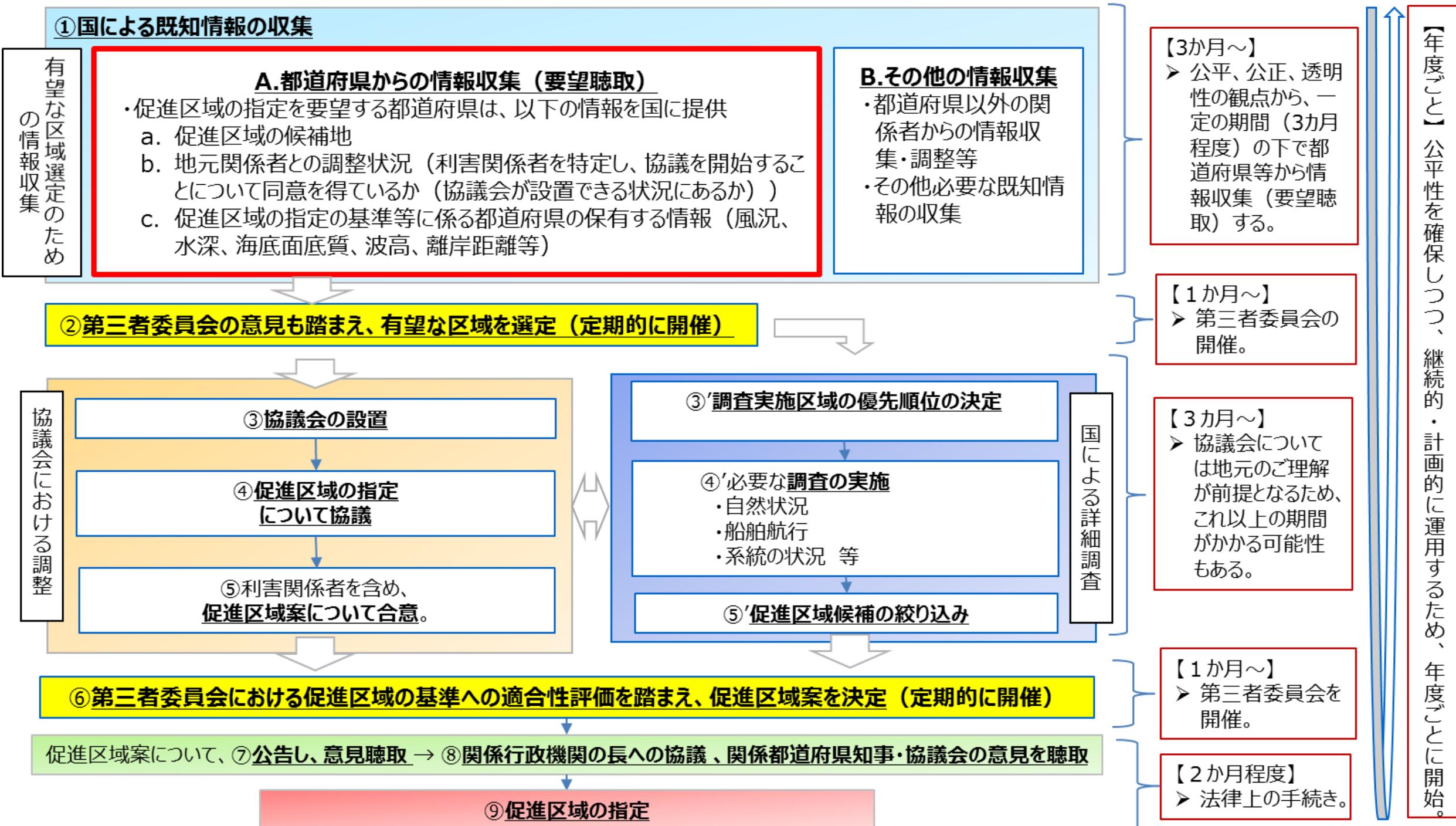
再エネ海域利用法においては、国が促進地域の指定を行った上で、公募により当該地域において事業を実施する事業者を選定する。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

## 2. 促進区域の指定プロセス

促進区域の指定に向けては、都道府県からの情報収集等を踏まえ、有望な区域等を整理した上で、協議会における調整や国による詳細調査を進めていく。



## 3. 促進区域の指定基準

再エネ海域利用法第8条第1項第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、**洋上風力発電に適した区域を促進区域に指定**する。

- ① 発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）
- ② 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（第2号）
- ③ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一體的に利用することが可能であると認められること（第3号）
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）
- ⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第6号）

## 4. 促進区域の指定に向けた有望な区域等

国は、再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、11区域を整理。このうち4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始。（令和元年7月30日発表）

- ①青森県沖日本海（北側）
- ②青森県沖日本海（南側）
- ③青森県陸奥湾
- ④秋田県八峰町及び能代市沖
- ⑤秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖
- ⑥秋田県潟上市沖

- ⑦秋田県由利本荘市沖（北側・南側）
- ⑧新潟県村上氏・胎内市沖
- ⑨千葉県銚子市沖
- ⑩長崎県西海市江島沖
- ⑪長崎県五島市沖

※赤字の4区域が、有望な区域として整理されている。

## 5. 有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ①促進区域の候補地があること
- ②利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

## 6. 協議会の設置

### (1) 協議会における協議事項

協議会において、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。

関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会においては、下記のような事項に関する協議、情報共有を行う。

- ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整
- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

### (2) 合意形成の方法

協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。

- ① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。
- ② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。

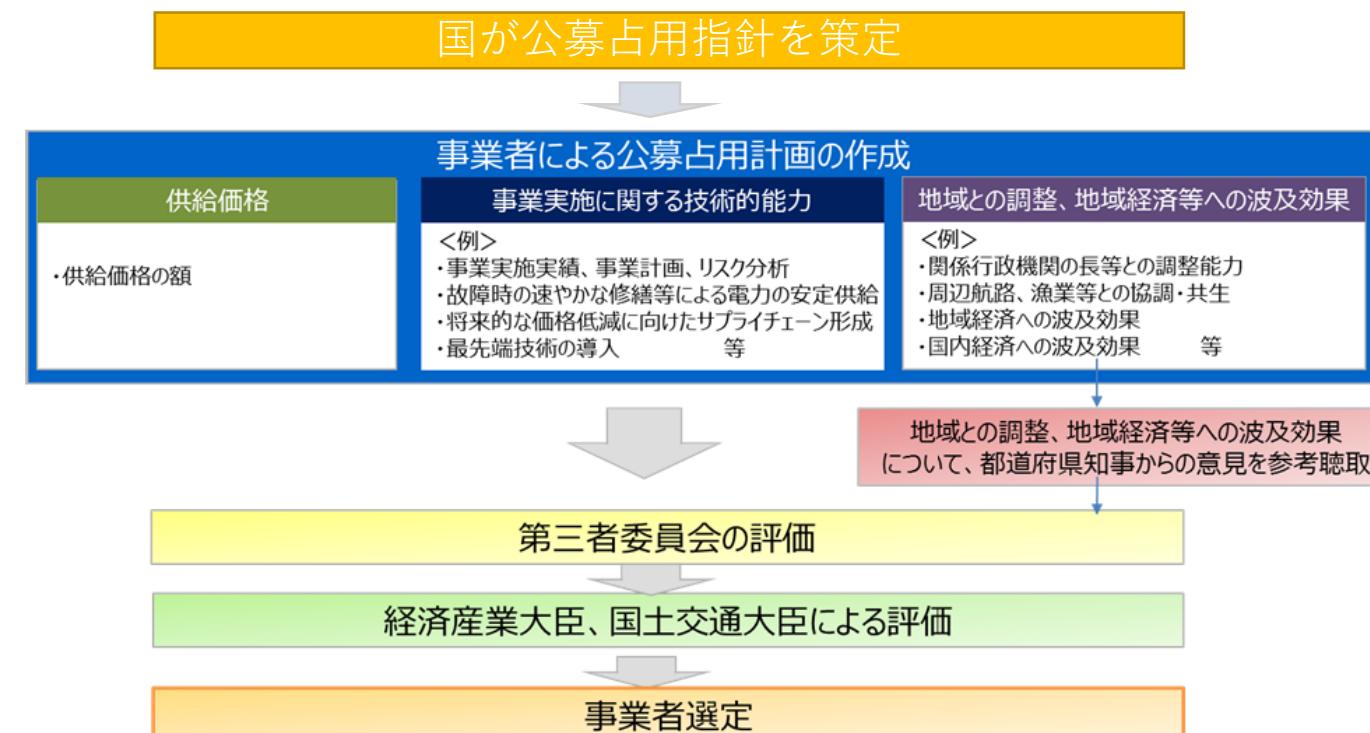
（ただし、公共の利益や、当事者及び第三者の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。）

## 7. 都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係について

一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進区域として指定される可能性のある区域については、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切である。このため、当該趣旨について国は都道府県に対して周知を行うこととする。

## 8. 公募占用制度における法定の手続き

- ① 国は、促進区域を指定したときは、公募の実施及び促進区域内海域の占用に関する指針（公募占用指針）を定めなければならない（第13条）。
- ② 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、その設置しようとする発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（公募占用計画）を作成し、国に提出しなければならない（第14条）。
- ③ 国は、提出された公募占用計画を審査・評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を選定事業者として選定する（第15条）。
- ④ 国は、選定事業者が提出した公募占用計画を認定し、当該計画の概要、有効期間（最大30年間）、占用期間及び指定した促進区域内の占用の区域等を公示する（第17条）。



## 9. 選定事業者を選定するための評価の基準

### (1) 評価基準の基本的な考え方

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、**価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価**する。

なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1：1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。

#### ① 価格の評価

価格は以下の算出式により評価する。

$$\text{価格点} = (\text{最低入札価格} / \text{提案価格}) \times (\text{満点【120点】})$$

#### ② 事業の実現性に関する要素評価

(i) 事業の実施能力、(ii) 地域との調整や事業の波及効果という観点から評価する。

なお、確実な事業実施の観点から、事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠であることを踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は2：1とする。

※地域との調整に関する事項は、地域の代表として都道府県知事の意見を参考聴取した上で評価する。

## (参考) 事業実現性に関する要素の配点案

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	▶ 事業実施実績	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること
		▶ 事業計画の実現性	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画（※）等の具体性、実現可能性、信頼性
		▶ リスクの特定及び分析	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）
	安定的な電力供給	▶ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	・財務計画（資金計画、収支計画）等を確認
		▶ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか ・修理のための施設はあるか ・サプライチェーン形成計画を提出
		▶ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出
		▶ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか	・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	・関係行政機関の長等との調整の実績 - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、漁業等との協調・共生	▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法	・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	・例えば以下を確認 - 地元雇用がどこにどれだけ増えるか - 地元に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか 等
	国内への経済波及	▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	・例えば以下を確認 - 国内雇用がどこにどれだけ増えるか - 国内に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか 等

## 10. 占用の許可条件

洋上風力発電施設の設置・運営にあたり、占用を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられ、これらについて公募占用指針に記載する。

- ・選定事業者は、発電設備の設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。
- ・台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・再生可能エネルギー発電設備の下部工は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能について港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。

## 11. 選定事業者以外の占用の禁止

国は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき、促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合は、占用の許可を与えなければならない。

選定事業者以外の者は、本法第19条第3項の規定により、国が公募占用計画の認定をしたときに公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。